

第 16 回 地方分権改革有識者会議・
第 1 回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：平成 26 年 8 月 1 日（金） 13：00～14：12

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 6 階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、柏木齊、白石勝也、勢一智子、谷口尚子の各議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、磯部哲、伊藤正次、小早川光郎、勢一智子、山本隆司の各構成員（小早川及び勢一構成員は地方分権改革有識者会議議員との兼務）

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、関口昌一内閣府副大臣、伊藤忠彦内閣府大臣政務官、松山健士内閣府事務次官、井上源三内閣府審議官、末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

平成 26 年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方について（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）

（神野座長） それでは、第 16 回「地方分権改革有識者会議」と第 1 回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催いたします。

皆様方には、大変暑い中、御参集いただきまして、心より御礼申し上げます。

既に御承知いただいていると思いますが、7 月 31 日に地方分権改革有識者会議の第 15 回の会合を持ち回りで開催させていただき、そこで、提案募集検討専門部会の開催を御了承いただいたところです。

今回は、共通認識を持ちながら地方から頂いた提案に対する検討を進めていくために、有識者会議と提案募集検討専門部会の合同会議を開催させていただくことにしました。

本日は、新藤大臣、関口副大臣、伊藤政務官に御臨席いただいております。

なお、本日は、後藤議員、古川議員、森議員が所用のため欠席との御連絡を頂戴しております。

それでは、初めに新藤大臣から御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（新藤大臣） それでは、議員の皆様、第 16 回地方分権改革有識者会議・第 1 回提案募集検討専門部会合同会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

御多用な先生方であるのは重々承知しておりますから、この有識者会議の優先度を上げ

ていただいていることに感謝申し上げます。

今般、皆さんで検討し提案いただきました提案募集方式について、なんと 126 団体 953 件という多くの御提案をいただきました。この提案募集方式と手挙げ方式に対する期待はとて高く、全国知事会や全国市長会など、さまざまな地方公共団体の皆さんとお話をする際に、非常に注目度が高いということを実感します。地方公共団体の皆さんは、本当にこの仕組みが上手く動くのかという点に、強い関心を持たれていますので、せっかくの地方の皆さんの熱意に応えられるように、我々としても重い責任を感じ、成果を出していきたいと思う次第です。

7月25日の閣僚懇談会で、私から提案状況について説明いたしました。あまりの数の多さに閣僚の中からもどよめきが起こりまして、皆さん非常に驚き、喜んでいただきました。

特に安倍総理がこれから「まち・ひと・しごと創生本部」の施策を推進していこうとする中で、私たちが提案してきたこと、つまり、地域活性化と車の両輪である地方分権改革が実効性を上げることによって、全国津々浦々に元気をつくり、持続可能かつ自立性のある地域を実現することになるということが、そのまま国策の中核にあるということを誇りに思い、引き続き地方分権改革を推進していきたいと思っております。

本日から、新たに開催する提案募集検討専門部会に、高橋先生、磯部先生、伊藤先生、山本先生、さらに、小早川先生と勢一先生には有識者会議との兼務という形で加わっていただき、専門的な観点から提案内容について御議論いただき、また、府省間の調整も一緒にやっていただこうと思っております。

前回6月6日の有識者会議からの動きを順にお伝えしますと、まず、6月24日に神野座長から「地方分権改革の総括と展望」を正式に受け取らせていただきました。

そして、6月27日には全閣僚が参加する地方分権改革推進本部を開催し、私からこの「地方分権改革の総括と展望」を御報告いたしました。この場において、安倍総理から各大臣に対し、新しいステージを迎えた地方分権改革に率先して取り組むようにと御指示をいただきました。

さらに、6月30日には第1回の地方分権改革シンポジウムを開催いたしました。お陰様で、約580名もの参加者の皆様にお集まりいただき、会場の都合もありまして、当初予定していた締切りの1週間前に募集を打ち切ることになってしまうほどの盛況ぶりでした。また、安倍総理にも特別に参加いただき、御挨拶いただいたところです。

こうした中で、これまでは提案募集の方法をいろいろと検討してきたわけですが、本日の会議からはいよいよその実施段階に入っていきます。もう一度申し上げますが、今後進めていく地方創生の動きの中で、地域活性化と地方分権改革が車の両輪になり、相互作用によって実効性が上がっていくと考えており、国家戦略特区、構造改革特区などの既存の特区の制度等とも連動できると思っておりますので、是非そういったことも含めて精力的に御尽力を賜りたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは議事に移ります。本日の議題は「平成 26 年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方について」と設定しております。

最初に、私から提案募集検討専門部会の開催について御報告させていただきますので、資料 1「提案募集検討専門部会の開催について」を御覧ください。

平成 26 年 4 月 30 日の地方分権改革推進本部で決定した「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」に基づいて、地方からの提案のうち特に重要なものについては、有識者会議、さらには専門部会で集中的に調査審議を行い、実現に向けた検討を進めていくとしております。

先ほども申し上げたように、7 月 31 日に持ち回りで開催した第 15 回地方分権改革有識者会議において、この提案募集検討専門部会の開催について御了承いただいたところですが、それを受け、私から専門部会の構成員を指名させていただいております。

既に新藤大臣から御紹介いただきましたが、有識者会議の議員の方から 2 名、議員以外の方から 4 名のあわせて 6 名の方々を構成員として指名させていただいております。

それでは、提案募集検討専門部会の構成員を御紹介いたしますので、構成員の皆様方は一言ずつ御言葉を頂ければと存じます。

まず、提案募集検討専門部会の部会長を務めていただきます、一橋大学法学研究科の高橋滋教授です。よろしくお願いいたします。

(高橋部会長) 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

私は第 1 次地方分権改革以来、神野先生や小早川先生の御指導のもとで断続的に地方分権の議論に参加させていただいております。主には各府省に対する、もしくは地方公共団体に対するヒアリングを担当させていただいてきました。

今回も集中的な期間ですが、各府省さらには地方公共団体へのヒアリングを実際に行っていくということが主な仕事だとお聞きしております。従いまして、有識者会議の御指導のもとで構成員の先生方や事務局の皆様の御協力を得ながら、役割を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、有識者会議の議員から御参加いただく 2 名の構成員を御紹介します。

まず、小早川光郎座長代理です。

(小早川座長代理) 小早川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

同じく有識者会議から御参加いただく勢一智子議員です。

(勢一議員) 勢一と申します。よろしくお願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、有識者会議の議員以外から御参加いただく方々として、はじめに慶應義塾大学法科大学院の磯部哲教授です。

(磯部構成員) 慶應義塾大学のロースクールで行政法を担当しております磯部と申しま

す。若輩者でございますが、お力になれるよう努力したいと思います。御指導方どうぞよろしく願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

続いて、首都大学東京大学院社会科学研究所の伊藤正次教授です。

(伊藤構成員) 首都大学東京の伊藤と申します。専門は行政学です。法的な議論もかなり詰めてやらなければいけないということだと思っておりますが、構成員の皆様方や事務局の御協力を得ながら、尽力してまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

最後になりましたが、東京大学大学院法学政治学研究科の山本隆司教授です。

(山本構成員) 山本と申します。専門は行政法です。各省庁といろいろと交渉するということは若干経験がありますが、ただ、どうもあまり向いていないということをお覚悟して、この会でもどれだけお役に立てるかわからないところがありますけれども、何とぞよろしく願い申し上げます。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、議事に入りますが、本日の会議では地方分権改革に関する提案募集方式について、地方から非常に多く頂いた提案の状況について御報告いただきます。それを踏まえ、提案募集検討専門部会で取り上げるべき重点事項や今後の検討の進め方について議論を頂戴したいと思いますので、まず事務局から資料について御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

(末宗次長) それでは、私から資料2～6までを一括して御説明申し上げます。

まず、資料2を御覧ください。地方からの提案の全体状況を御報告いたします。

冒頭に大臣からありましたように、相当多数の提案がございまして、団体数126、提案件数953件ということにして、個別具体の項目は「参考資料1」という分厚い資料に示しております。

資料2にお戻りいただきまして、提案の内容ですが、権限移譲関係が366件、地方に対する規制緩和関係が525件、そのうち補助要綱関係が103件、権限移譲、規制緩和に関連するものが2件、御提案いただきました。60件が対象外となっております、これは自治体に義務付けられていないものの御提案ですとか、例えば現行制度でも対応が可能なもの、そういったものはこの段階で対象外と整理しています。

提案の分野ですが、多いものを御紹介しますと、農地を除いた土地利用関係で95件、農地・農業関係で147件、医療・福祉で202件、産業振興で109件。このような分野が主なものとなっております。

関係府省ごとで分類しますと、多いところでは、厚生労働省が294件、農林水産省204件、経済産業省125件、国土交通省211件ということで、府省間でばらつきがあります。提案数の多い省においては、これからお手をかけるわけですが、検討に御協力をいただければと思っています。

次に提案主体区分ですが、都道府県は全団体から 653 件の提案、市区町村では 67 団体で 197 件、一部事務組合等が 2 団体とありますが、そのうち 1 つは関西広域連合です。全国的連合組織である全国知事会、全国市長会、全国町村会から 6 件。また、地方公共団体を構成員とする組織として 7 団体ありますが、これは九州知事会や中国知事会あるいは指定都市市長会や中核市市長会といった協議会から共同しての提案が出ております。

つづきまして、資料 3 を御覧ください。

提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項の考え方についてですが、先ほど申し上げましたが 953 件と膨大ですので、ある程度重点を絞って専門部会で御検討いただきたいと考えております。

表の左側が「提案募集検討専門部会で検討・整理を行う重点事項」でして、A-①、76 件（40 項目）と書いていますが、この枠は「これまでに議論されていなかった事項であって、特に重要なもの」ということとして、これまでの地方六団体提案ですと最大公約数のものが出てくるのですが、個別の案件で取り上げられなかったものがこのような形で出てきていると認識しています。

「※」を打っていますが、特に重要なものについての基本的な考え方として、「土地利用分野など『地方分権改革の総括と展望』で『重要な政策分野に関する改革』として位置づけられているもの」。それから、現在、政府が一丸となって取り組んでいます「『地方の創生と人口減少の克服』に関連するもの」。「『多数の団体から提案されているもの』等」と書いています。「等」の一例を申し上げますと、これまでの地方分権改革の一括法と整合性をとっていくべきものが考えられます。例えば第 4 次一括法で指定都市立の高校について、県の教育委員会の認可を廃止しましたが、今回、指定都市立の特別支援学校、障害児の学校は認可が残っているということで、横並びで見て今までの改革と整合性をとった取組をしたほうがいいものなどを特に重要なものとしております。

その下に B-①、76 件（18 項目）とありますが、この枠は「これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの」と位置づけられるものです。この二つを合わせた 58 項目を中心に専門部会で御議論いただくということでどうかという案です。

それから、右側の枠は「事務局中心に検討・整理を行う事項」ということで、A-②とありますが、「これまでに議論されていなかった事項であって、A-①以外のもの」で、事務手続の簡素化など比較的軽微な内容のものをこちらに入れていきます。

B-②は、「これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、B-①以外のもの」としてあります。

C は、「A・B 以外のもの（これまでに議論されてきており、その後の情勢の変化等のない事項）」ということで、これらは全て事務局を中心に検討を行うということでどうかと考えているものです。

ただし、注 1 に記載していますとおり、これ以外に、農地・農村部会で議論していただ

く事項が79件（11項目）あります。

また、注2にあるように、A-②、B-②、Cの中でも検討の経過によりましては、専門部会で取り上げるべき事項も出てこようかと思っています。

以上が提案の全体像ですが、資料4がA-①とB-①の事項を一覧にしたものです。全て御紹介すると時間が足りませんので、少し特色のあるものや目新しいものをピックアップして、イメージをつかんでいただくために御紹介したいと思います。

1 ページ目の土地利用の3つ目、「開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大（都市計画法）」です。概要は、開発行為における公園の設置等について、全国一律的な基準となっていることから、開発許可基準の技術的細目について条例委任等を行うというもので、一例を申し上げますと、5ヘクタール以上の開発では、3%以上の公園が必要という規定があるわけなのですが、一律の基準なので、公園をつくらないようにするために5ヘクタール未満の開発に流れるような事例があります。そこで、一律に3%以上の公園設置としなくていいのではないかという提案です。

その下の「都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和（都市公園法）」ですが、現在、都市公園の中に太陽光発電施設を置くことができるのですが、現状では、通常見かけるように建物の屋根に太陽光パネルを置くのが普通です。この提案は、駐車場の上が空いているので支柱を立てて駐車場機能は維持しつつ、その上にパネルを置くような形も設置可能にしてはどうかというものです。

2 ページ目、一番上の「保育士修学資金貸付事業の貸付対象者の住所要件撤廃（保育士修学資金貸付制度実施要綱）」です。現在は、保育士修学資金貸付事業の貸付対象者は県内の居住者または県内就労者となっていますが、県内の保育所への就労を希望する県外在住の学生も、県内で就職する予定であるならば貸付の対象にしてもいいのではないかとこの御提案です。

2 ページの一番下ですが、これは多数の団体から御提案がありましたが、「放課後児童クラブの補助条件の見直し（放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱）」ということで、一例を申し上げますと、現在、補助対象は、全国一律に利用者数が10人以上ということになっていますが、利用者数が9人以下の小規模な放課後児童クラブについても、山間部で少子化が進んでいる地域の実情を踏まえ補助対象とするなど、補助条件を見直してはどうかという御提案です。

3 ページ目、二番目の「介護保険事業に係る規制緩和（介護保険法、老人福祉法）」ですが、これも一例を申し上げます。現状では、いわゆる1人部屋のユニット型施設と4人部屋などの多床型を併設した特別養護老人ホームについて、それぞれ別施設として認可・指定が必要になっています。これについては、両方を併設している施設の施設基準を位置づけ直して、一つの施設として認可・指定を行えるようにすべきという御提案です。

また、その下の「介護認定審査会委員の任期の条例委任（介護保険法）」です。これは政令で一律的に任期2年と定められていますが、既に第3次一括法で地方社会福祉審議会

等の資格、定数、任期は条例で委任しています。その並びから言っても、この介護認定委員会も条例委任をしてもいいのではないかという御提案です。

続きまして、4ページが一番上ですが、これも複数の団体から提案されていますが、「医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和（麻薬及び向精神薬取締法）」という御提案です。これは在宅での緩和ケアが普及して、モルヒネの使用などが認められるようになりまして、麻薬の流通量が増えているという現状の中で、麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限を、実情をよく知る都道府県に移譲してはどうかという御提案です。

一つ飛ばしまして、「指定都市立特別支援学校等の設置に係る都道府県認可の廃止（学校教育法）」です。これは先ほど例示で申し上げましたけれども、第4次一括法で指定都市立の高校について都道府県教育委員会の認可が廃止されていますので、同様に特別支援学校についても都道府県教育委員会の認可を廃止してはどうかという御提案です。

5ページの二つ目「鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）」ということで、有害鳥獣の捕獲許可等の権限を都道府県から市町村へ移譲してはどうかという御提案です。ただ、これは既に事務処理特例条例でかなり市町村に移譲されていまして、対象となる有害鳥獣が市町村間でも結構ばらつきがあるので、それを整えるかどうか、そういった課題も検討が必要かと考えています。

同じく5ページが一番下、産業振興関係では、「市町村の創業支援事業計画認定権限の都道府県への移譲（産業競争力強化法）」という提案があります。産業競争力強化法は、今年1月に施行されたばかりのものです。市町村が創業者を支援するために策定する創業支援事業計画の認定権限を国から都道府県に移譲してほしいという御提案が出ています。

6ページの上から三つ目「複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲（中小企業等協同組合法）」ですが、これは「（参考）」とありますけれども、これも第4次一括法で厚生労働省関係の2以上の県にまたがる事業協同組合は既に都道府県に移譲予定になっています。ところが、地方農政局が対象となっておらず、第2次分権の勧告からは外れていたようでした。例えば農機具を共同購入する組合などが対象となるわけですが、その設立認可及び監督権限を厚労省所管分と同じように都道府県に移譲してはどうかという御提案です。

同じく6ページが一番下、土木・建築関係の「二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止（河川法）」ということで、これは法定受託事務ですので、丹羽委員会のときには対象としていなかった分野ですが、二級河川について都道府県が行う河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に係る国の同意協議を廃止してはどうかという御提案です。

次に7ページの三つ目、これも複数の団体から提案がありました「公営住宅に係る規制緩和（公営住宅法）」でして、これについても「（参考）」にありますように、第1次一括法で公営住宅の入居収入基準を条例に委任しました。月収25万9,000円ということで、いわゆる収入分位で5割の方以下を入居の条件として条例委任をしたわけですが、入居し

た後に高額収入になった方について、明渡しを請求することができるのですが、入居者に対する明渡し請求の高額収入基準は今でも一律に月収 31 万 3,000 円となっていて、これについても普通の入居収入基準と同じように条例に委任してはどうかという御提案です。

8 ページ、一番上の「複数の都道府県にまたがる建設業の許可・宅地建物取引業の免許に係る権限の都道府県への移譲（建設業法、宅地建物取引業法）」ということで、これも第 4 次一括法で複数の都道府県にまたがる医療法人の設立認可権限等を国から都道府県に移譲することが法律で定められました。これと同様に建設業あるいは宅建業についても都道府県に移譲してはどうかという御提案です。

一つ飛ばしまして、これも複数の団体から提案されておりますが、「地域バス路線に係る補助要件の緩和（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱）」ということで、中山間地の生活交通を守る観点から地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう、現行制度では一律に 15 人以上となっている補助対象路線 1 日当たりの輸送量の要件を緩和してはどうかという御提案です。

ただ、この問題については「地方分権改革の総括と展望」の中にも記載されておりますけれども、先の第 186 回通常国会で地域公共交通活性化法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）が改正されまして、地方が地域公共交通網に関する計画を策定する新たな仕組みができています。こうした新たな仕組みとの関係でどう考えていくかといったことが論点になってくるのではないかと考えております。

9 ページ目の二つ目、「マイナンバー利用事務の拡大（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）」ということで、現在、マイナンバーの活用対象とされていないものについても範囲を広げてはどうかという御提案です。具体的には特定優良賃貸住宅と記載していますが、公営住宅の入居に当たりましては、住民票や所得証明書が要らないということになっているのですが、特定優良賃貸住宅はまだその対象になっていないので、対象に加えてはどうかという御提案です。

以上が A-①グループです。

続きまして、10 ページ、B-①グループについても幾つか御説明申し上げます。

まず土地利用関係で申し上げますと、一番上の「開発行為の許可権限の希望する市へ移譲（都市計画法）」ということで、現在、特例市までは一律に移譲されていますが、今回は手挙げ方式の提案でして、開発行為の許可権限を希望する市へ移譲し、その際、開発審査会も設置できるようにしてはどうかという御提案です。

一つおいて、「都市公園の廃止に係る規定の弾力化（都市公園法）」という提案です。都市の集約化、コンパクト化などの課題に対応するために、市町村の裁量により都市公園の柔軟な廃止ができるようにするというので、これも公益上特別の必要がある場合には廃止できるとは書いてあるのですが、その運用が厳しいという面もありますので、その辺りを議論する必要があるかと思っています。

次の二つは保安林の関係です。多くの団体から御提案があるのですが、「保安林の指定、

解除権限の都道府県への移譲（森林法）」と、「都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止（森林法）」に関し、保安林の指定や解除に当たって、国の同意協議があるものがありますが、それを廃止してはどうかという御提案です。

続きまして、11 ページの一番上、「保育所等の児童福祉施設に係る『従うべき基準』の見直し（児童福祉法）」です。これはかねてからの課題で、多くの団体から御提案があるわけですが、「（参考）」にありますように、待機児童の多い大都市部の地域については、保育所の居室面積の基準を「従うべき基準」ではなくて「標準」としています。その特例措置が平成 26 年度末までとなっていますので、まずはこういった喫緊の課題を優先して解決する必要があるかと考えています。

一番下の教育・文化関係の部分ですが、「県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲（地方教育行政の組織及び運営に関する法律等）」ということで、これも「（参考）」にありますように、指定都市につきましては、第 4 次一括法で平成 29 年から移譲予定になっています。それを踏まえつつ、中核市等についての移譲の提案が出てきているということです。

12 ページ、一番上の「水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲（水道法）」ということにして、提案としては、給水人口 5 万人超の水道事業あるいは 1 日最大給水量が 2 万 5,000 立法メートルを超える水道用水供給事業の認可・指導監督権限を、厚生労働省から都道府県に移譲してはどうかという提案です。参考として、道州制特区によりまして、今でも北海道については給水人口 250 万人以下、最大給水量 125 万立法メートル以下の水道用水供給事業は移譲しているというものがあります。

一つ飛ばしまして、「旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し（旅館業法、採石法、砂利採取法）」ということで、旅館業、採石業、砂利採取業の許可等に際しまして、暴力団であることを理由に拒否することが可能となるように不許可事由を見直してほしいということで、既にこれは参考にもありますように建設業許可、宅地建物取引業免許については、暴力団排除規定の追加を含む改正法が本年 6 月に成立しています。

最後のページですけれども、産業振興関係ですが、上から二つ目の「緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の希望する町村への移譲（工場立地法）」です。緑地面積率について、地域準則を条例で定められるようになってはいますが、これが現在は市まで移譲されていますけれども、希望する町村にもその条例制定権限を与えてほしいという御提案です。

全体ではございませんが、幾つかの事例を御紹介させていただきました。

続いて、資料 5 を御覧ください。今後の提案募集方式に係る全体スケジュール案です。大きくくりのものは前回もお示ししていますけれども、少し細かく日程を入れさせていただいております。左側の欄は提案団体、所管府省に関することを記載しています。「調整①」と書いてありますが、先ほどの 900 を超える提案につきましては、先週の 7 月 25 日に所管

府省に対し意見照会をしており、それを今月の20日を期限に回答してもらうことをお願いしているところです。

次に「調整②」としてありますが、各府省からの回答をもとに、赤い矢印にあるように提案団体、併せて地方六団体にも意見を照会します。それに対して各省の御意見をいただくという大きく2回のやりとりをして、ここで大体ある程度の目途が見えてきますので、「調整③」は個別に最終調整をしていくというイメージです。

右側の欄は推進本部、有識者会議、提案募集検討専門部会に関することを記載しています。本日は全体的な報告と重点事項の検討ですが、これからは専門部会中心になりますので、8月下旬にはまず関係団体からの集中ヒアリング。そして、9月上旬には関係省庁からの集中ヒアリング。それを終えたところで、9月中旬に所管府省の回答状況を一旦、有識者会議と専門部会の合同会議を開いて御議論いただくことを考えています。その後、2度目の府省ヒアリングなどを部会で行っていただきまして、10月下旬に中間取りまとめをし、さらに11月に詰めを行います。その後、昨年と同様でございますが、12月に有識者会議、専門部会での検討、推進本部での対応方針の決定を経て、12月中に閣議で方針を決定するというスケジュールを考えているところです。

以上が進め方の案ですが、資料6で本日御欠席の古川議員から御意見を頂いておりますので、御紹介させていただきたいと思っております。

1 ページ目と2 ページ目について、読み上げさせていただきます。

1 全国知事会の当面の地方分権改革・農地制度改革に関する考え方

7月15～16日に新藤大臣にも御臨席いただき、佐賀県唐津市において全国知事会議を開催し、全国知事会の総意として、「地方分権改革の推進について」「農地制度の見直しについて」をまとめました。

全国知事会としては、従来からの課題への対応として、農地制度の見直し、アベノミクス効果の地方波及、ハローワーク特区の検証などを求めています。

また、本日の会議から審議が始まる「提案募集方式」については、「国が選ぶのではなく、地方が選ぶ地方分権」として評価するものであり、本年はその初年度にあたることから、地方分権改革有識者会議及びその専門部会を有効に活用しながら、内閣府が所管府省としっかりと調整を行うことにより、個々の提案をできる限り実行することを求めています。

2 提案募集に対する基本的な考え方。

今後、提案募集検討専門部会を中心に審議が始まりますが、次の点を重視していただきたいと存じます。

地方創生、人口減少、産業振興・経済成長に関する施策への対応は、国家をあげてスピード感を持って行うべき改革です。

多くの自治体は具体的な支障事例を挙げて、内閣府との事前相談を経て、提案をして

います。今後の検討に際しては、これまでの各府省の姿勢に拘ることなく、見直しを拒む立証責任は所管省にあるという認識をもって、検討すべきです。

提案募集検討専門部会、農地・農村専門部会で検討する事項以外は、内閣府が主体的に各府省と調整することになるが、内閣府と各府省の調整過程において、進捗が図られない案件については、提案募集検討専門部会で処理するなど、実現に向けた柔軟な対応が必要です。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

はじめに、提案募集方式により提案を頂戴しました 953 件の状況について御説明をいただきました。専門部会で検討すべき重要事項を、これまで議論があったものや無かったものを含めて 58 項目とし、柏木部会長のもとにあります農地・農村部会で 11 項目を議論してはどうかという御提案がありました。また、大よその今後の進め方の日程等々についても御説明をいただきました。

それでは、議員の皆様方から御意見を頂戴できればと思いますので、いかがでしょうか。もちろん御質問でも結構です。

小早川議員、どうぞ。

(小早川座長代理) 質問です。今、御説明いただいた資料 4 は、大きく分ければ事務・権限の移譲と、義務付け・枠付けの見直しあるいはその延長であるいわゆる地方に対する規制緩和とがあると思いますが、この義務付け・枠付けの見直しについて、従来の議論との関係がどうなのかと思いました。つまり、これらは丹羽委員会における議論の際に取り上げられていたもので、見直しが途中までになっているということなのか、それとも、それとは性質が異なり、丹羽委員会では取り上げられなかったものがあるということでしょうか。もちろん補助要綱などは当時の検討対象から外れていましたが、今申し上げたこと全般について、基本的な御説明をいただきたいと思います。

(末宗次長) お答えいたします。

資料 3 を御覧いただきたいのですが、今の小早川座長代理からの御指摘でいうと、従来、第 2 次地方分権改革でメルクマールなどに基づいて整理したもので、再び提案されてきているものは C に分類したものが結構多いかと思っています。

A の分野は、これまで議論されていなかった分野、例えば政省令レベルの義務付け・枠付けなどは当時は検討対象外で、法律で自治事務という大枠がありましたので、そこにないようなものなどが A のグループにあります。

また、B-①または②は、ある程度、当時の丹羽委員会などで議論がなされておりますが、そのときから新しい要素が出てきたなどの理由により、もう一回議論ができるのではないかという考え方で整理しています。大まかに申し上げるとそのような区分であると御理解いただければと思います。

(神野座長) よろしいですか。

(小早川座長代理) 時間がないですけれども、一つだけ例を挙げると、資料4の7ページの公営住宅の明け渡し請求の基準です。入居の基準は既に条例委任されているわけですが、明け渡しの基準が条例委任されなかったのは、どういう事情だったのでしょうか。

(神野座長) これは、「これまでに議論していなかった」区分に入っているわけですね。

(末宗次長) 一般的な入居基準については、そのとき議論しておりましたけれども、高額所得者の明け渡し基準については議論されていなかったと理解しております。

(小早川座長代理) あのときには一応悉皆で拾ったわけですね。最初から網をかけて、網の目から抜けるものと抜けないものを仕分けして行って、それで4,076条項に絞ったというはずなので、なぜこれが議論の対象とならなかったのでしょうか。

(末宗次長) 確かに全体で10,057条項を一通り見ていたことは確かなのですが、今回議論するに当たって、事務局で当時の議論を紐解いてみましたけれども、議論された形跡がありませんでした。なぜないのかというのはまた御報告したいと思いますが、そのような状況ではあります。

(神野座長) 高橋部会長、どうぞ。

(高橋部会長) 当時、小早川先生と御一緒に検討させていただいた話だと思うのですが、施設の利用基準という考えに基づいて作業を行ったのではないのでしょうか。

(小早川座長代理) 施設の基準というものを割と広くとっていたので、入居基準も検討の対象としたわけですね。それであれば、明け渡しの基準も同じではないかと思うのです。

(神野座長) これはA-①かB-①か、どちらに位置づけるかという議論なのか、そもそも重要項目として取り上げるべきか、それともそうあるべきでないかという議論になりますか。

(小早川座長代理) 私が質問した趣旨は、A、Bどちらでも取り上げるなら取り上げることで同じなのですが、取り上げた後になって、恐らく関係府省との議論の中で、過去の経緯が議論として当然出てくるのだらうと思うのです。以前に取り上げるべきでないから取り上げなかったのであれば、なぜ今取り上げるのだということになるのだらうし、その辺りの考え方をきちんと整理しておかないと、いろいろなところでつまづくのではないかとということで、一つの例として申し上げました。

(神野座長) そうすると、これについては例えばA-①に分類するということでしょうかね。つまり、過去の議論のときにそもそも取り上げることを除外したのものがあるのではないかという御趣旨でしょうか。

(小早川座長代理) そのような点について、ある程度の認識を持って進める必要があるということです。

(神野座長) その当時の議論がなかったという経緯については、事務局から何かありますか。

(末宗次長) 私どもとしても、当時の議論の有無を含めて調べ、そういう議論があったにもかかわらず提案されているものはCのグループとし、重点事項からは外すという作業

をしてきております。

ただ、900 を超える多数の提案が出された中で、締切り段階でどっと出てきたものもございまして、そういうものについては、かなり短期集中で振り分け作業をいたしました。私どもとしても小早川座長代理が御心配されているようなものについては、大体Cの分類にしたつもりです。あるいは、今はこのような仕分けをしておりますが、これは明らかに過去に議論しているものではないかという話があれば、御相談の中でヒアリングをしないという考え方もあろうかと思えます。ただ、事務局で確認し、過去に議論済みであるかそうでないかを踏まえた上で、このような案をお示しさせていただいているということです。

(神野座長) 小早川座長代理、どうぞ。

(小早川座長代理) まだ経緯を十分に精査し切れていないものもあるということだと思いますが、そういった精査をした上で、なおその先に、神野座長が言われたように、議論されてはいるけれども、それでも取り上げるべきだろうということはB-①に分類されるという議論の順序になると思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。新藤大臣、どうぞ。

(新藤大臣) 私からは確認ですが、今回の提案で複数の地方公共団体から来ているものがありますね。これは複数の団体から同じ内容の提案がされたという意味なのでしょう。つまり、これらの団体が共同で提案してきたわけではなくて、たまたま別々の団体が申請してきたことの項目が一致したということでもいいわけですね。

(末宗次長) はい、そのとおりです。

(新藤大臣) 大事なのは、資料3の注2に記載されていることとして、今の小早川座長代理の御指摘もそうなのですが、一応はA、B、C、さらに①、②ということで区分けし、A-①、B-①を専門部会で検討することとしています。しかし、検討をする中で、必ず府省からこの分類を変更するような要望も出てくるでしょうから、それも踏まえた上で、最終的には必要なものについては全部見ていただくというような柔軟性を保っておく必要があると思います。A-②に入っているから検討が要らないですというわけにはいかないと考えています。

それから、かつて議論を行ったものについても大変な御努力の結果なのですが、事態は刻々と変わっていますから、前回の検討ではこういう整理だったが、今回は違うという場合も想定できますので、そこは予断を持たずにぜひ検討していただきたい部分です。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

それでは、今の新藤大臣の御示唆を含めて、この提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項については、資料3及び資料4に示された内容で検討を始めますが、必ずしも今後の検討状況や先ほどの経緯の精査等々でもって、場合によっては柔軟な対応をしていくということにいたします。このような方針で進めるということは御承知おきいただいたとい

うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、必要に応じて柔軟に対応していくということを前提に、事務局から御説明いただきました資料3、4及び資料5について、御了承いただければと思います。

ほかに議員の方々、特に御発言がありますでしょうか。

白石議員、どうぞ。

(白石議員) 提案主体が都道府県や市町村、あるいは団体だったりします。例えば、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の団体から提案されたものを実行するとなれば、当然これは全都道府県や全市、あるいは全町村が対象となります。一方、そうではなくて、一地方自治体から個々に提案があった場合、せつかくの提案方式なので、検討の結果、どこどこ町やどこどこ市でやりましょうということになった場合には、当然提案団体が行うことになるのでしょうか。

(神野座長) 制度としては全体を対象にしていますので、提案した団体だけではなくて全体の制度として議論します。各団体からプランをいただき、地方分権改革推進本部で決定して、それについては全体を対象として実行する。もちろん執行の過程で手挙げ方式とするということも考えられないことはないですが、そのことを前提にしているわけではないということでもいいですね。

(末宗次長) その点に関しては、大きく2つありまして、提案そのものが個別団体から出ていても全国的な制度を想定した御提案の場合と、手を挙げたところだけの制度改革を求めている御提案があります。そのような前提で提案側と各府省側は議論することになります。

(神野座長) しかし、原則として提案している団体だけに適用するということは想定していないのですね。

(末宗次長) そのとおりです。

(神野座長) 提案が手を挙げたところだけの制度改革を求めるものであったとしても、そのようにはまとめず、全国的にその制度を実施するべきかどうかを検討していくということですね。

(小早川座長代理) 確認させていただきたいのですが、提案募集方式と手挙げ方式を別々に議論してきたことは確かですし、仕組みのコンセプトは異なります。ただ、今回の提案募集を行うときに、必ず全国一律のものとして是非を考えるのか、それとも場合によって提案をした特定の団体をメインと考え、できる団体だけについて実現することもあり得るということも周知されたのか。さらには、各団体が応募するときに、手挙げ方式のように、注文をつける余地のあるようなフォームだったのか、確認させてください。

(末宗次長) そこは全国的なものとしての提案なのか、最初から希望する団体のみの改正でいいですよという提案なのかを明確にするようお願いしました。例えば、先ほど私が

2つほど例を申し上げましたが、10ページの開発行為の許可権限については、これは現在、特例市まで移譲されているのですが、全ての市町村にまで移譲することは求めないけれども、希望する市に移譲してくださいという形で3市から提案がありました。このようなものについては、希望する市への移譲を前提として各府省にも御検討いただきます。ただ、結果として、手挙げ方式の形なのか、それとも対象範囲を広げ、全国制度とするのかという話は議論の過程で出てくるかもしれませんが、基本的にはそういう前提で議論をしていくということだと考えています。

(神野座長) いずれにしても、その提案した団体が行うかどうかということと、必ずしも密接に結びつけているわけではないですね。制度としてどうかという点で議論することによってよろしいでしょうか。

柏木議員、どうぞ。

(柏木議員) 私は今、小早川座長代理にお手伝いいただき農地・農村部会を開催してまして、今回の提案募集よりは少し早目に動いていて、先日地方六団体から御要望を受け、次回8月中下旬に今度は農林水産省にもう一度、照会する流れで進めています。

今回、同じような個別提案を一つは提案の中でもいただいている、それを地方六団体とは別に各市町村レベルでも同様の趣旨の提案をいただいています。

一方で、今回の事務・権限の移譲でいいますと、前に大臣も言われていたように従来の一律型で全国に同じ制度を適用できるかどうかということについては、今、結論を出しているわけではありませんけれども、農地・農村部会の部分でも一定の線引きなりを行い、そこに入れない団体については救済方法を用意しながらでも移譲を進めるべきではないかという考えを基本に行いたいと思っています。制度そのものを全部一律に変えて、それに乗らないといけなくなると、あまり今までの進め方と変わらなくなるのではないかと考えています。

それですので、実行段階の進め方については、多少、手挙げ方式ではないですが、線引きをしながらでも移譲するということを取り入れつつ前に進めるという考えでできればと思っています。

(神野座長) いずれにしても、ここでも御了承いただきました「地方分権改革の総括と展望」の中で、私どもでその辺りについては整理して書いたわけですね。それを基準にして提案募集方式と手挙げ方式を位置づけ進めていくということで、その点についてはよろしいですか。

大臣、どうぞ。

(新藤大臣) 今、柏木議員がおっしゃったことは重要だと思います。最後、突き詰めていくと、場合によっては、本当に規制緩和の内容を地方分権改革の枠組みで預かっていいのかという議論も出かねません。一つの団体のみへの適用であれば構造改革特区というものもあります。ですから、最後にどう調理するかはよくよく議論しなくてはならないのですが、少なくともあらかじめ枠を固めないで、例えば今、柏木議員がおっしゃるように、

農地制度については段階的な区分をして進めようということであれば、そのように御提案いただいて、一律の制度にするかどうかはみんなで協議をしていくという方法にしたほうがいいと思います。

原則は規制緩和ですから、提案したところだけ進めるのではなく、全体を対象とするという御提案もあります。一方で、明確に手挙げ方式で結構ですという御要望もいただいているわけです。

いずれにしても、そういったものも含めて皆さんで議論して、最終的に煮詰めていくという形にさせていただいたらどうかと思います。

(神野座長) 白石議員、どうぞ。

(白石議員) 恐らく都道府県レベルだと大体、規模感が合うと思います。また、市は政令指定都市にまず権限を移譲し、その次は中核市、特例市に権限を移譲するというように、段階的に幾つかに分かれているわけです。特に教育の問題などが出てきますと、教育費の問題がありますから、町村はとても受けることができず、大きな市でないと受けられないという状況だと思います。そういう事項になってきますと、現在、町村は928団体ありますけれども、団体によって規模が大きく異なります。そうなると、権限をもらおうとする団体と権限は必要ないという団体が出てくる可能性があるのです。農地制度でもかなり議論しましたが、我々地域を預かる町村が一番よく事情をわかるのだから、全国町村会として当然移譲すべきだという結論になりました。ただ、そのような中でも様々な意見があり、農地転用などは我々の村でやらずに県でやってくれていいという意見もありました。

(神野座長) 考え方は私どもで取りまとめた「地方分権改革の総括と展望」のとおり、原則的には全体に適用する、しかし、今のようなことを考慮して手挙げ方式もあり得べしで、それはいずれにしても我々で実験済みですので、それはその場で考えていくということでもいいかと思っていますが、よろしいでしょうか。一応、一度決めた基準のとおりに進めさせていただければと思います。

よろしいですか。

それでは、そのように整理させていただいて、しかし、必要に応じて柔軟に対応するということを前提としてお認めいただいたということにさせていただきます。

大臣、最後にたびたび申し訳ないですが、御挨拶をお願いいたします。

(新藤大臣) ありがとうございます。

本当にいつもながら熱心な御議論を賜っていることに対し、まず御礼を申し上げたいと思います。

この提案募集検討専門部会の皆様方には、本日検討していただいた重点事項につきまして、今後地方公共団体や各府省からのヒアリング等を集中的にお願いすることになるわけです。大変なお骨折りを頂戴するわけですし、さらっと資料5のスケジュールに書いておりますが、実は関係地方公共団体からのヒアリングで、8月下旬に4日程度はいただかなければならない。また、9月上旬には5日間程度、関係府省からのヒアリングを実施して

いただくことが、実はこの資料上に書かれていると御理解いただきたいと思います。

次回の地方分権改革有識者会議と提案募集検討専門部会の合同会議は、9月18日に開催する予定としております。地方からの提案に対する各府省からの回答状況、提案募集検討専門部会におけるヒアリングの状況等を御報告いただきながら議論したいと考えています。

年末には、提案に対する対応を政府として決定し、来年度の予算や税などとあわせて、事務・権限移譲、規制緩和等についても、次の通常国会に向けて必要な法案の準備をしていきたいと考えております。ぜひ、引き続き、よろしくお願いいたします。

(神野座長) ありがとうございました。

新藤大臣からもお話がありましたが、これから提案募集検討専門部会のほうでは精力的に活動していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、次回の地方分権改革有識者会議と提案募集検討専門部会の合同会議は9月18日に予定をしておりますので、これについても御承知おきいただければと思います。

それでは、本日の合同会議はこれにて終了したいと思います。大変暑い中、御熱心に討議をいただきましたことを深く感謝します。どうもありがとうございました。

以上